

第2次行財政改革大綱前期推進計画 25年度取組状況をお知らせします

25年度は62項目に取り組みました

市では、行政を取り巻く社会状況の変化に的確に対応し、市民福祉の向上を図るため、第2次行財政改革大綱及び同前期推進計画を定め、行財政改革に取り組んでいます。

25年度は、取り組むべき62項目全てに取り組み、50項目を推進、12項目を一部推進し、10項目の取り組みを終了しました。

■表1 取組項目の推進状況

	合計	効果的な施策の推進	効率的で質の高い執行体制の確立	健全な財政運営の推進
取組項目数	84	47	7	30
25年度取組項目数	62	30	6	26
うち取り組みを終了した項目数	10	7	1	2
内訳	推進	50	24	5
	一部推進	12	6	1
	推進できなかった	0	0	0

25年度の取り組みの概要

1 効果的な施策の推進

●窓口業務マニュアルの整備 利用者満足度の向上を図るため、業務の流れや処理方法などを整理し、窓口業務マニュアルとして整備を行いました。

●八千代台東小学校・八千代台東第二小学校の統合 八千代台東小学校及び八千代台東第二小学校統合準備委員会における検討結果を踏まえ、両小学校を25年4月に統合しました。

●やちよNAV i 動画配信の充実 インターネットを利用した情報配信を行うため、YouTubeを活用した動画配信を開始しました。

●指定管理者制度の活用 指定管理者制度導入に係るガイドラインを見直し、八千代市指定管理者制度ガイドラインを策定しました。

2 効率的で質の高い執行体制の確立

●定員管理の適正化 新たな定員適正化計画が24年度で終了したことから、25年度以降の定員管理について検討を行い、「八千代市職員の定員

適正化」としてまとめるとともに、25年度から32年度までの定員管理計画を作成しました。

●給与の適正化 自宅に係る住居手当の段階的な廃止を実施しました。

●職員研修の充実 人材育成の基本的な考え方や目標を示した八千代市人材育成アクションプラン(25年度～28年度)を作成し、その計画に基づき、各種研修を実施しました。

3 健全な財政運営の推進

●市税徴収率の向上 休日納税相談、訪問徴収などの徴収体制の充実を図り、差し押さえ、換価を行うことで、市税徴収率は24年度91.02パーセントに対し、25年度は92.28パーセントとなりました。

●債権の適正管理 担当部署から移管を受けた市税などの強制徴収公債権の徴収を行うとともに、徴収実務について指導や助言を行いました。また、徴収に係る統一的な処理基準となる、八千代市債権管理条例を制定しました。

●株式会社八千代市水道サービス 給排水設備などの管理及び庁舎管理に係る業務の受託拡大を図り、自立した経営を行うよう促しました。

財政効果などの達成状況

25年度における財政効果は6億2,230万円となりました(表2)。なお、数値目標を設定している取組項目の達成状況は、表3のとおりです。

■表3 目標値の達成状況

取組項目名	設定内容	目標値(27年度末)	25年度
情報セキュリティの対策	情報漏洩等の被害件数	0件	1件
各種審議会等委員の市民公募の推進	公募による市民委員の割合	20%	9%
未利用財産の売却・有効活用	未利用財産の件数	0件	7件
市税徴収率の向上	市税徴収率	92.0%以上	92.28%
将来負担の適正管理	公債費負担比率	15%以下	15.7%
財政調整基金の適正管理	財政調整基金残高	標準財政規模の5%以上	7.8%*
未利用財産の売却・有効活用(上下水道局)	未利用財産の件数	0件	0件
「やちよの水」の販売	「やちよの水」販売	10万本	—

※地域の元氣臨時交付金を除くと5.3%

■表2 財政効果見込の達成状況

(単位：万円)

取組項目名	見込額(a)	実績額(b)	差額(b)-(a)
基幹情報システムの再構築	10,668	10,570	△98
電子申請・届出システムの充実	98	98	0
公共施設予約案内システムの充実	64	65	1
位置情報通知システム(統合型)の導入	358	620	262
電子入札制度の充実	214	191	△23
給与の適正化	4,338	4,303	△35
未利用財産の売却・有効活用	—	385	385
市税徴収率の向上	9,360	36,911	27,551
人件費の抑制	995	4,539	3,544
将来負担の適正管理	1,041	1,075	34
給排水設備の管理	83	△1,362	△1,445
浄・給水場の管理	260	65	△195
定員管理の適正化	1,773	4,314	2,541
給与の適正化	300	456	156
25年度 財政効果額 計	29,552	62,230	32,678

※詳しい取組状況は、市のホームページ、市役所1階情報公開室、図書館で見ることができます

お問い合わせは
行財政改革推進課
☎483-1151(代表)へ

●八千代市の方針
4市100万の市民を抱える四市複合事務組合では火葬限界をはじめとする課題などを考慮し、平成31年10月を第2斎場供用開始の絶対的な目標として取り組んでいます。
本市では、馬込斎場を取り巻く4市の位置的バランスや八千代市民の利便性を考慮し、中止が決まった現在でも計画当初と変わりにくく、八千代市における斎場建設が最適と考えています。今後、同組合の供用開始目標が変更になることがあれば、改めて本市内での候補地の選定を検討したいと考えています。
(健康福祉課)

●本市桑橋での第2斎場建設計画が中止となりました
船橋市、習志野市、鎌ヶ谷市、八千代市で構成される四市複合事務組合では平成20年に本市桑橋を第2斎場建設計画地に決定し、25年度当初から計画地での各種調査を行いました。そのうちの環境影響評価に準ずる調査で、国内希少野生動物種の可能性があると思われる鳥が発見されたとの報告を25年11月に受け、26年5月まで調査を継続。その結果、環境省がレッドリストに掲げる準絶滅危惧種の営巣が確認されました。その後、あらゆる継続の道を探りましたが、馬込斎場の火葬限界などの問題もあり、同組合から本市に、計画を断念する旨の通知がありました。市は8月4日付けで、この通知に対する同意を同組合へ送付。8月21日の四市複合事務組合議会で当該事業の関連経費を減額する補正予算案が可決され、中止が決定しました。

選挙シリーズ② 選挙運動期間と事前運動の禁止

公職選挙法では、選挙運動ができるのは立候補の届け出を済ませたときから投票日の前日までと定められています。今回の市議会議員選挙では、12月14日(日)から20日(土)までの7日間が選挙運動期間となり、これより前の選挙運動は「事前運動」として禁止されます。なお、次の行為は事前運動にはなりません。
▼立候補者選挙会・推薦会の開催など立候補の準備行為
▼選挙事務所借入れの内交渉など選挙運動の準備行為
▼政治活動・後援会活動
ただし、準備行為・政治活動などに名を借り、特定の候補者の当選を目的とした行為は禁止されます。

市議会議員選挙は12月14日(日)告示、12月21日(日)投票日
立候補予定者説明会を10月20日(日)午後1時30分から開催。
場所は市農業協同組合農業会館 4階大ホール/大和田新田64001
(選挙管理委員会)

▲せんぎよ君

